90,800 円×αに円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（90,800 円×α）×Ａ及び｛（90,800 円×α）×Ａ＋Ｂ－Ｃ－Ｄ－Ｅ｝×0.989 に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

２　法附則第七条の二第一項第二号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

｛（90,800 円×α）×Ａ＋（90,800 円×α'）×A'＋（Ｂ＋B'）－（Ｃ＋C'）－（Ｄ＋D'）－（Ｅ＋E'）｝×0.989－Ｆ－Ｇ＋Ｈ

90,800 円×α及び 90,800 円×α'に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（90,800 円×α）×Ａ、（90,800 円×α'）×A'及び｛（90,800 円×α）×Ａ＋（90,800 円×α'）×A'＋（Ｂ＋B'）－（Ｃ＋C'）－（Ｄ＋D'）－（Ｅ＋E'）｝×0.989 に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

A'　令和６年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」の「合計」の表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該都道府県内の各指定都市の数の合計数に次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［略］

［略］

C'　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（c'＋d'）×0.903

算式の符号

c'　令和６年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「配当控除」欄の当該都道府県内の各指定都市の額の合計額

d'　令和６年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「外国税額控除」欄の当該都道府県内の各指定都市の額の合計額

［略］

D'　令和６年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「寄附金税額控除」欄の当該都道府県内の各指定都市の額の合計額から令和６年度の市町村税課税状況調第 42 表の表側「道府県民税」、表頭「条例で定めるものに対する寄附金」のうち「控除額（千円）」欄の当該都道府県内の各指定都市の額の合計額を控除した額に 1.232 を乗じて得た額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

81,400 円×αに円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（81,400 円×α）×Ａ及び｛（81,400 円×α）×Ａ＋Ｂ－Ｃ－Ｄ－Ｅ｝×0.988 に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

２　法附則第七条の二第一項第二号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

｛（81,400 円×α）×Ａ＋（81,400 円×α'）×A'＋（Ｂ＋B'）－（Ｃ＋C'）－（Ｄ＋D'）－（Ｅ＋E'）｝×0.988－Ｆ－Ｇ＋Ｈ

81,400 円×α及び 81,400 円×α'に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（81,400 円×α）×Ａ、（81,400 円×α'）×A'及び｛（81,400 円×α）×Ａ＋（81,400 円×α'）×A'＋（Ｂ＋B'）－（Ｃ＋C'）－（Ｄ＋D'）－（Ｅ＋E'）｝×0.988 に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

A'　令和５年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」の「合計」の表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該都道府県内の各指定都市の数の合計数に次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［同左］

［同左］

C'　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（c'＋d'）×1.090

算式の符号

c'　令和５年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「配当控除」欄の当該都道府県内の各指定都市の額の合計額

d'　令和５年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「外国税額控除」欄の当該都道府県内の各指定都市の額の合計額

［同左］

D'　令和５年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「寄附金税額控除」欄の当該都道府県内の各指定都市の額の合計額から令和５年度の市町村税課税状況調第 42 表の表側「道府県民税」、表頭「条例で定めるものに対する寄附金」のうち「控除額（千円）」欄の当該都道府県内の各指定都市の額の合計額を控除した額に 1.000 を乗じて得た額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）